

広島県告示第百三十五号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県立松陽寮の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

指 定 を 受 け た 者	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
社 会 福 祉 法 人 広 島 県 福 祉 事 業 団 理 事 長 安 永 裕 司	東 広 島 市 西 条 町 田 口 二 九 五 番 三	令 和 七 年 二 月 二 日	令 和 八 年 四 月 一 日 令 和 一 八 年 三 月 三 二 日